

ふくちやまし わかものけいかく
福知山市こども・若者計画

がいようばん
概要版

ふくちやまし
福知山市

1 計画の基本的な考え方

● 計画策定の背景

少子高齢化や過疎化、国際化、情報化など社会の変化に伴い、子どもや若者を取り巻く環境は大きく変わっています。その中で、ひきこもり、児童虐待などの様々な問題が深刻化し、また若者の社会的な孤立や貧困なども問題となっています。

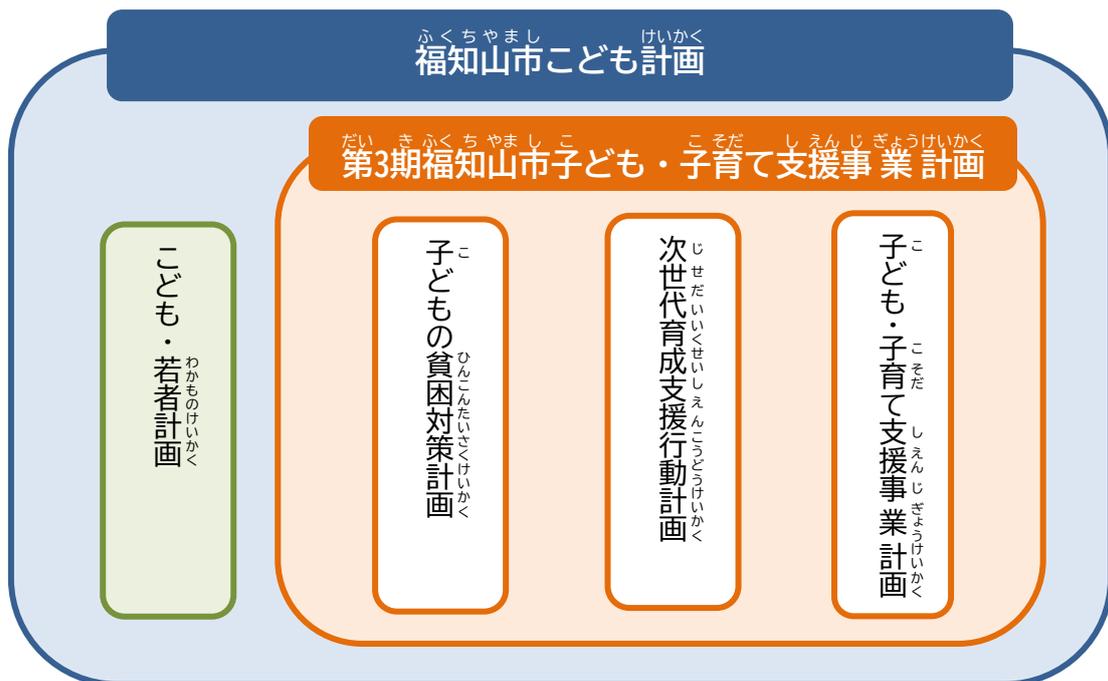
国連において、1989年に「子どもの権利条約」が採択され、我が国も1994年に批准しました。この条約で謳われている「子どもの意見の尊重」の原則を受けて、我が国でも「子ども基本法」において、子ども等の意見を反映させて、子どもに関する施策を策定・評価することとされました。

子どもや子育て支援のあり方や目標等を示すため、2025年に策定した「第3期福知山市子ども・子育て支援事業計画」とあわせて、「福知山市子ども・若者計画」（以下「本計画」という。）を策定し、取組を進めることとします。

● 計画の位置付け

本計画は、「子どもや若者に関する施策」を推進するための基本的な考え方や施策の内容などを示すものであり、「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」に位置付けるものです。

また、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」・「次世代育成支援対策推進法」・「子ども・子育て支援法」の各法に規定する3つの市町村計画を包括する「第3期福知山市子ども・子育て支援事業計画」と本計画をあわせて、「子ども基本法」に規定する「市町村子ども計画」である「福知山市子ども計画」として策定します。



● 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4か年とします。

計画期間終了後の令和12年度からは、本計画と「第3期福知山市子ども・子育て支援事業計画」を統合し、「第2期福知山市子ども計画（第4期福知山市子ども・子育て支援事業計画）」としていく予定です。

H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	
		第2期 福知山市子ども・子育て 支援事業計画															
								第1期 福知山市子ども計画									
								第3期 福知山市子ども・子育て 支援事業計画									
								福知山市 子ども・若者計画									
													(予定) 第2期 福知山市子ども計画				

● 計画を推進するための基本理念

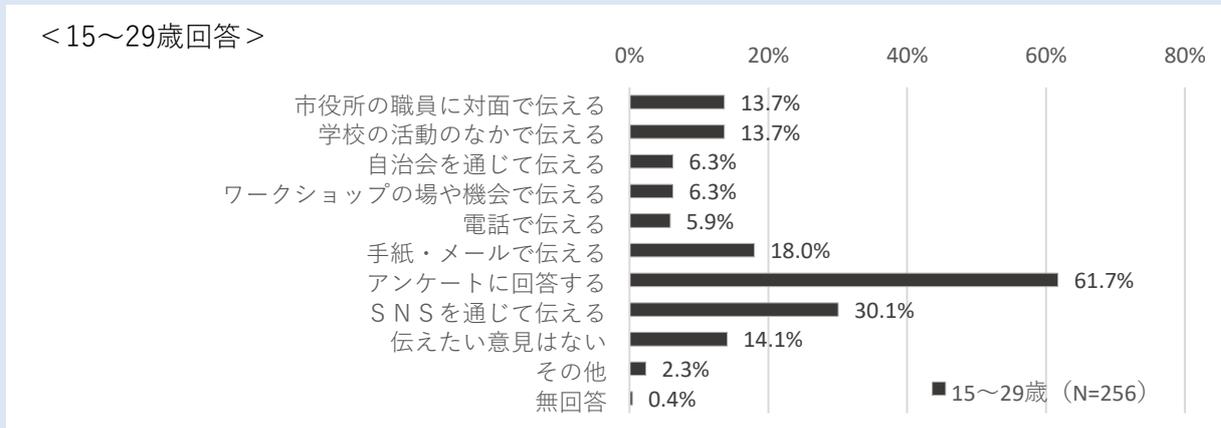
子ども・若者が主役のまちづくり

すべての子ども・若者がいかなる場面でも基本的人権を尊重され、自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざし、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総がかりで子ども・若者が主役となるまちづくりをすすめます。

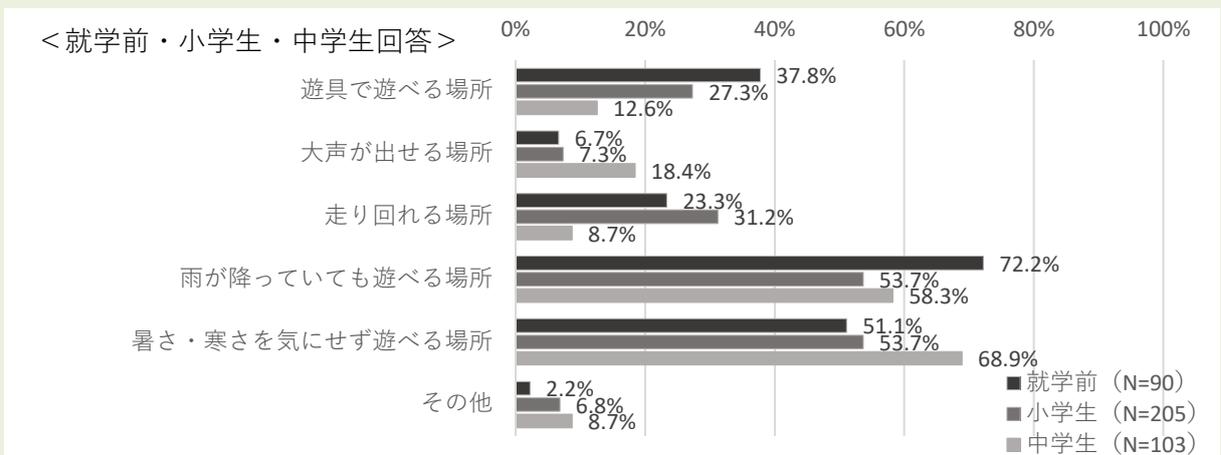
2 アンケート調査結果 (抜粋)

子ども・若者に関する現在の状況やニーズを把握するため、アンケートを実施しました。

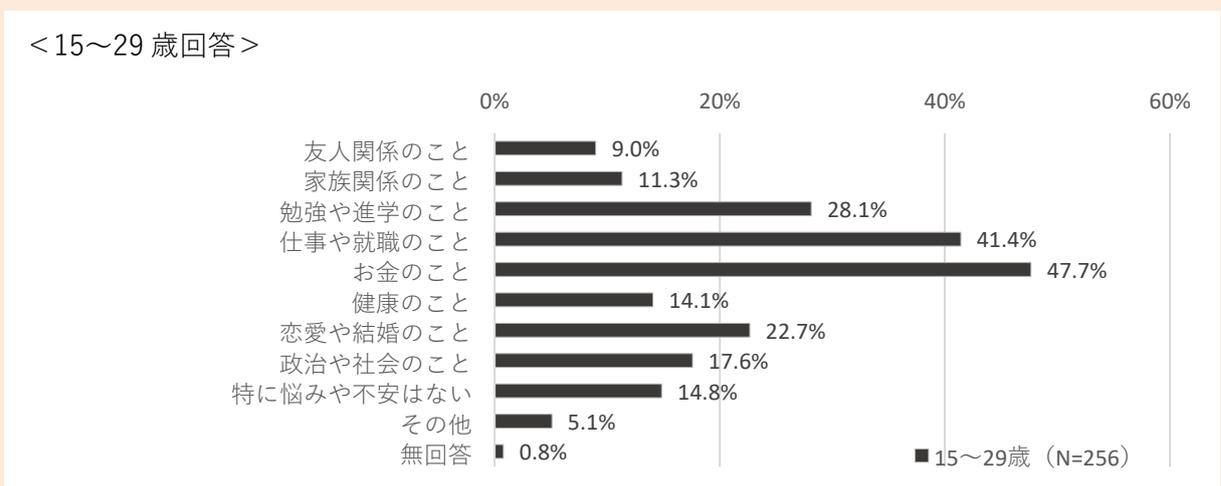
■住んでいるまちや、自分の生活などをよりよくするために、あなたが意見を言う場合、どのような方法がよいですか。(3つまで)



■あなたは、どんな遊び場所があればいいと思いますか。(2つまで)



■現在、悩んでいることや不安に感じていることはありますか。(あてはまるものすべて)



3 計画の基本目標と施策の内容

基本目標 1. こどもや若者の基本的人権を尊重し、成長段階に合わせた社会参画の仕組みをつくりま

すべてのこどもや若者の基本的人権を尊重し、人権感覚が育くまれるまちづくりをすすめます。

また、こどもや若者が意見を表明でき、年齢に応じて社会参画する仕組みをつくりま

基本施策

- (1) こども・若者の基本的人権の尊重と年齢に応じた意見表明
- (2) こども・若者の意見のまちづくりへの反映



基本目標 2. こどもや若者の健やかな成長に資する環境づくりをすすめます

安全で安心して過ごすことができる居場所や、多様な学びや様々な体験活動・遊びの機会を提供し、こどもや若者の健やかな成長に資する環境づくりをすすめます。

基本施策

- (1) こども・若者の安心で安全な居場所づくり
- (2) こどもや若者の多様な遊びや体験などの場づくり



基本目標 3. こどもや若者の育成支援に関する相談や支援の体制を整備します

こどもや若者、家庭の状況に早期に気づき、適切な支援につなぐため、市民・事業者・関係機関・行政が一丸となってこども・若者の育成を支援し、自立を支える体制を整備していきま

基本施策

- (1) 相談支援機関の広報・啓発の推進
- (2) 包括的な支援を支える人材の育成
- (3) 多様な関係機関による相談支援ネットワークの構築



4 計画の推進体制

計画の進行管理

計画の着実な推進、進行管理を行うため、計画を立案し、実践することはもちろん、計画策定後も適切に評価、改善が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（P D C Aサイクル）を構築します。

「こども・子育て支援事業債」の活用

こども・子育て支援施設の整備等にあたっては、地方交付税措置のある「こども・子育て支援事業債」を活用していきます。

計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、教育・保育機関、関係団体の代表、市民の代表等で構成する「福知山市子ども・子育て会議」において評価を行いながら、必要に応じて取組の見直しを行うとともに、庁内各課及び関係機関の連携により着実に計画を推進します。

また、市民に対しては広報やホームページなどにより、計画の進捗状況等を公開し、子育てや若者の支援に関する広報啓発に努めます。